2017年12月12日一般質問　日本共産党　前原かづえ県議

１、集中豪雨の頻発に備え、洪水被害対策の整備を

（１）台風２１号の災害対応と被災者支援について

【前原県議】

日本共産党の前原かづえです。党県議団を代表して質問します。

１０月２２から２３日にかけて超大型の台風２１号が、県西部地域を中心に甚大な被害を発生させました。とりわけ川越江川都市下水路の溢水によって、川越市寺尾地区とふじみ野市元福岡地区は、広範囲にわたる浸水被害になりました。両市あわせて床上浸水４６３件、床下浸水３１９件にのぼり、救命ボートで救出される住民が相次ぎました。

党県議団は発災後ただちに、地元市議団とともに現地調査を行い、「たたみの張り替えや壁の修理で２００万円はかかる。わずかな見舞金ではとても直せない」など切実な声がよせられ、被災者住民説明会では、川越市の危機管理対応への批判とともに、水没した車や家屋の修理費用について補償を求める声が相次ぎました。

「車は２台を廃車に。１０才の孫は被災の恐怖感がストレスとなり、３日間は食事をとってももどしていた。」と語る高齢者。1カ月余りも、においが残り、二階での生活を余儀なくされていた被災者は「とにかく予想外の状態と出費で気持ちがふさぐ毎日だった」と語っています。

県は、２３日午後３時ごろに川越地区消防局から連絡をうけ、ヘリを飛ばして現地の状況を確認したといいます。現地には、家や車が水に沈み、生命の危険を感じながら救助を求めている人たちが、たくさんいたわけです。災害救助法施行令１条１項４号では、「多数の者が生命または身体に危害をうけるおそれが生じた場合」ただちに、県が同号適用を決定すれば、床上浸水した半壊住宅へ、最大５７万４千円相当の国・県の財政支援をうけられます。県は寺尾・元福岡地区の被害の深刻さを認識した時点で、同法を適用するべきでした。私が国に申し入れを行った際、内閣府の担当者も「空振りを恐れず、積極的に４号適用をするようにと、県の担当者にも説明している」と述べていました。

そこで知事に伺いますが、今回の台風２１号の対応にあたって、２０１３年の竜巻被害と同様に、災害救助法の４号適用をしなかったのはなぜか。

県が市と協力して、災害救助法適用に相当する独自の被災者支援を、今からでも行うべきと考えますが、２点、知事の答弁を求めます。

【知事】

まず、「集中豪雨の頻発に備え、洪水被害対策整備を」のお尋ねのうち、「台風２１号の災害対応と被災者支援について」の災害救助法の４号適用をしなかったのはなぜかについてでございます。今年、災害救助法の４号基準が適用された災害は、７月の九州北部豪雨だけでございます。福岡県では朝倉市など３市町村において、住宅の全壊が２６８棟発生し、最大３，４２４人の避難者が最長１４４日間の避難生活を余儀なくされております。いわゆる４号基準はこのように多数の方が命の危険にさらされ、更に避難して継続的に救助を必要とする事態を想定したものでございます。

今回の台風２１号に際し、県では川越地区消防局から被害情報が入った後、直ちに防災ヘリを飛ばし、上空から現地の状況を確認いたしました。

併せて、川越地区消防局に状況を確認したところ、救助の見込みが立ったので広域応援までには必要ないとのことでございました。

さらに、現地に職員を派遣し収集した情報などから災害救助法が適用できないか詳細に検討をさせていただきました。

住宅の全壊世帯数などで判断する定量的な基準には該当しないこと、洪水の水位が下がり始め、避難所の利用者が徐々に減っている状況などから、災害救助法を適用する状況にないと判断をいたしました。

なお、避難所に避難していた方々も翌々日に全員退所しており、県や市が用意した公営住宅の申込みもありませんでした。

今後とも国や市町村と緊密に連携しながら、災害救助法の適切な運用に努めてまいります。

次に、災害救助法適用に相当する独自の被災者支援を今からでも行うことについてでございます。

県ではこれまで、ふじみ野市からの要請に応じてブルーシートと毛布をそれぞれ２００枚ずつ提供しております。また、県税の減免や金融機関が行う個人向け融資などの案内も行っております。

議員御提案の独自の被災者支援制度の創設については、本県では既に県と市町村が共同で運営する独自の埼玉県・市町村生活再建支援金の制度がございます。この制度の見直しについては市町村の御意見等協議が必要でございますので、こうした議論があったことをしっかりお伝えしながら、市長会、町村会の御意見をしっかり踏まえたいと思います。

【前原県議】

災害救助法施行令1号では１０万人未満の自治体の適用基準は、人口規模に応じて５つの区分に分かれている一方、１０万～３０万人は１区分しかありません。人口１１万人あまりのふじみ野市は住宅滅失数にわずかに足らず、1号適用対象外でした。そこで１０万人から３０万人の住宅滅失数の基準を、人口規模に応じて、さらに細分化を国に要望していただきたいのですが、危機防災管理部長に答弁をもとめます。

国の被災者生活再建支援制度は、主に大地震などによる住宅倒壊などの被害を想定したものです。県の生活再建支援制度も国に準じており、浸水被害の実態に十分対応できているとはいえません。大型台風や集中豪雨による水害が県内でも頻発している以上、浸水家屋への支援メニューをつくるべきだと考えます。県と市町村の生活再建支援制度は、もともと国の不十分さをカバーする目的で創設されたはずです。

栃木県小山市の被災者住宅復旧支援制度のように、半壊や半壊にいたらない浸水被害にも、埼玉県・市町村安心支援金を拡充すべきと考えます。また浸水被害について、浸水の高さによって全壊、大規模半壊、半壊と認定する基準を、実態に応じて細分化するなど、支援対象拡大を国に要望していただきたいのですが、危機管理防災部長の答弁を求めます。

【危機防災管理部長】

御質問１「集中豪雨の頻発に備え、洪水被害対策整備を」のうち、「（１）台風２１号の災害対応と被災者支援について」お答えを申し上げます。

まず、災害救助法における住家滅失数の基準の細分化を国に要望することについてでございます。

最近、全国の防災担当部長にお会いすると、真っ先に水害対応の話になり、全国各地で水害対応に苦慮していることを痛感します。このため、まず、都道府県消防防災・危機管理部局長会などの場で、災害救助法も含めた被災者支援のあり方について議論してまいりたいと考えています。

次に、半壊や半壊にいたらない浸水被害にも埼玉県・市町村生活再建支援金を拡充することについてでございます。

本制度の対象を床上浸水などまでに広げることにつきましては、昨年の台風９号を受け、共同で運営している市町村に見直しの意向を伺いました。その結果、見直しに賛成する市町村はわずかでありましたため、昨年度は制度の見直しを見合わせることといたしました。

しかし、本県ではここ数年台風による被害が続いていることから、制度の見直しについて改めて市町村の意向を伺いながら、検討してまいりたいと考えています。

次に、被害認定基準を実態に応じて細分化するなど、支援対象拡大を国に要望することについてでございます。住家の被害認定は、罹災証明書を発行するために、国が定めた基準に基づき市町村が実施するものでございます。

このため、まずは県内市町村と現行基準の課題や改善すべき点について意見交換を行ってまいります。そのうえで、基準の見直しや支援対象の拡大が必要となれば、国への要望について検討してまいります。

【前原県議】

川越市の寺尾とふじみ野市の元福岡の浸水被害は、新河岸川の水位の上昇をうけ、市街地側への逆流防止のために、川越江川の水門を閉めたことで、行き場を失った雨水の溢水によるものです。川越市は今回の事態を想定せず、水門に排水ポンプを設置していなかったために、被害を深刻にしました。

川越市は今後、水門に排水ポンプをつける計画とのことですが、排水ポンプや調整池の整備について、県も財政面、技術面で積極的な支援を行うべきです。また、新河岸川の、水位上昇の抑制のために、未整備区間の河川改修を積極的に推進すべきです。以上２点について、都市整備部長、県土整備部長、お答えください。

【都市整備部長】

御質問１「集中豪雨の頻発に備え、洪水被害対策整備を」の（１）「台風２１号の災害対応と被災者支援について」のうち、川越江川の排水ポンプや調整池の整備に関する県の支援についてお答えを申し上げます。

川越江川の整備につきましては、すでに、管理者である川越市及びふじみ野市と今後の対策について、協議を開始しております。両市においては、今回の災害の検証を行ったうえで、必要な事業の計画を策定すると伺っております。

県といたしましては、このような市の取組について、効果的な計画策定ができるよう、また事業に当たっては、円滑に国の交付金が活用できるよう、積極的に支援を行ってまいります。

【県土整備部長】

　御質問１「集中豪雨の頻発に備え、洪水被害対策整備を」についてお答えを申し上げます。

まず、（１）「台風２１号の災害対応と被災者支援について」のうち、新河岸川の未整備区間の改修についてでございます。

新河岸川については、朝霞水門から不老川合流部までの延長約１６．３キロの整備が概ね完了しております。　未整備となっている都境から朝霞水門までの約２．６キロメートルのうち、都境から約１．５キロメートル区間の整備を重点的に進めております。

更に、新河岸川上流部の流下能力を高め、都市下水路の川越江川から新河岸川への排水がスムーズになるよう、新河岸川放水路の渋井水門の改修について検討をしてまいります。

【前原県議再質問要旨】

災害救助法適用に相当する独自の被災者支援について県としての考えを伺う。

【知事答弁】

前原かづえ議員の再質問にお答えをいたします。

まず、台風２１号の災害対応と被災者支援についてでございます。

川越市長とふじみ野市長がお訪ねされた時の私の対応の中で、被害の認識についてきちっと把握をしていたということについての評価、ありがとうございます。

一方、市町村とは昨年の段階でもこの話が出ておりました。御案内のとおり、比較的、西部ブロックや北部では高台の市町村が多く、浸水被害がほぼない状況の中で、こうした浸水被害に重点化した形での新しい仕組みづくりについては、大方が否定的でございました。

その方々にも、負担をお願いするという形になってしまいますので、今回、やはりこういうことがまた起きているということも含めて、再度、市長会、町村会にも、お願いをしなければならないということで、私自身の取組の方向性については、申し上げたつもりでもございますので、御理解を賜りたいと思います。

(２)雨水幹線砂川堀の改修計画の前倒しせよ

【前原県議】

昨年８月の台風９号によって、雨水幹線砂川堀が溢水し、富士見市において床上浸水２３件、床下浸水７２件の被害が発生しました。認可保育所1か所も床上浸水となり、救命ボートで園児たち１２０名が救出される事態となりました。

県は、砂川堀から新河岸川への流入量を毎秒４４立方メートルから毎秒６５立方メートルへ見直す、砂川堀の護岸をかさ上げするなどの改修計画を、今年９月、住民に説明をしていました。しかし、工事の完成年度が、砂川堀の護岸かさ上げについては２０２０年３月、流量拡大のための新河岸川との合流地点の改修は完成予定が未定。「これでは、あと何年も台風が来るたび被害をうける。」と、住民が猛反発されたと聞いています。その矢先の台風21号で、同じ地域が床下浸水被害をうけました。

県土整備部長・下水道事業管理者に伺います。新河岸川との合流地点の改修及び砂川堀の護岸かさ上げ工事を、早期に前倒し実施すべきと考えますが、この点についてお答えください。

この地域に隣接して、大型商業施設ららぽーと富士見があります。建設以前から、住民の皆さんは、開発による湛水能力の低下を心配し、交渉の結果、県の雨水流出施設の設置基準を約３割上回る地下貯留槽が作られました。ところが、３割増しの貯留槽でも昨年と、今年の浸水被害です。そこで県土整備部長、県の貯留施設設置基準は１９５８年と１９７８年の大型台風被害等をもとに算定された基準とのことですが、近年の豪雨に対応できていません。早急に基準を見直し、今後雨水流出抑制対策を強化すべきと考えますが、答弁を求めます。

【県土整備部長】

　（２）「雨水幹線砂川堀の改修計画の前倒しについて」のうち、新河岸川との合流点地点の改修工事についてでございます。

　これまでに、合流部の形状や構造などについて、新河岸川への影響や工期短縮などの観点から比較設計を行ってまいりました。

　本年１２月１５日には、工事の内容や施工手順に関する地元説明会を開催いたします。今後、構造などの詳細設計を行い、下水道事業者と連携を図りながら、早期に工事着工できるよう努めてまいります。

　次に、雨水流出抑制対策の強化についてでございます。

　埼玉県の雨水流出抑制施設の設置等に関する条例は、全国に先駆け平成１８年度から、雨水の流出量を増加させる開発行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を義務付けているところです。

　この条例では、開発に伴い地下に浸透できなくなった雨水の量に、本県独自の取組として、過去最大級の浸水被害を基に、盛土により阻害される量も加えた貯留施設を設置することとしております。このように、全国的にみても治水に配慮した基準となっており、更なる基準の強化は、開発行為者のみに、より大きな負担を強いることとなります。

　治水対策は、流域全体において県、市町村、地域住民、民間事業者などが連携し適切な役割分担をしながら取り組む必要があります。今後とも、条例による指導を徹底するとともに、河川整備などと流域対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進し、浸水被害の軽減に努めてまいります。

【下水道管理者】

御質問１「集中豪雨の頻発に備え、洪水被害対策整備を」の（２）「雨水幹線砂川堀の改修計画の前倒しについて」のご質問のうち、護岸嵩上げ工事を早期に前倒し実施すべきについてお答えを申し上げます。

　堤防の嵩上げ工事は、新河岸川への放流量を毎秒４４㎥から６５㎥に増量するために行うもので、今年度中に詳細設計を行い、来年度には国道２５４号と花影橋の区間の工事を実施する予定です。

　下水道局では、地元市主催の説明会でも只今の説明をしておりますが、工事日程としては、来年の梅雨や台風などによる出水期が明け、工事に適当な時期となるまでに入札等の手続きを終了し、早期に着手してまいります。

(3)ららぽーと富士見を含む、浸水予想地域である富士見シティゾーン開発について

【前原県議】

富士見市は同市鶴馬の１０６．９ヘクタールの地域について、富士見シティゾーンとして開発を進めてきました。南側のららぽーとなどのエリアはすでに完成しておりますが、２５４バイパスの北側の産業推進ゾーンには、まだ計画はなく、県企業局が産業団地整備の可能性調査を始めたばかりです。

しかし、前に述べたように、ららぽーとが開発された結果、２年連続で浸水被害が発生しています。北側の開発が進んだとき、さらに被害が拡大するのではないかと地元住民は懸念しています。この地域は、富士見市の洪水ハザードマップで床上２メートル以上から５メートル未満の浸水予想地帯とされています。私もこのような地域を開発することに不安を覚えます。県企業局の可能性調査においては、浸水予想地帯だという点を調査項目として十分検討すべきと考えますが、公営企業管理者に答弁を求めます。

【公営企業管理者】

御質問１「集中豪雨の頻発に備え、洪水被害対策整備を」の（３）「ららぽーと富士見を含む、浸水予想地域である富士見シティーゾーン開発について」お答えを申し上げます。

企業局では産業団地の整備にあたっては、事業化の可否を判断するために可能性調査を実施しております。この中で、開発区域及び土地利用計画の素案を作成し、事業採算性などを確認しております。

お尋ねの地域につきましては、県の「雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」を踏まえまして、安全性を十分に検証しながら調査を進めております。調査の結果、事業化の可能性があると判断された場合には、測量など実施すべき関連調査を検討してまいります。今後とも、産業団地の整備を通じまして、本県への産業集積や雇用創出に貢献してまいります。

【前原県議再質問要旨】

浸水予想地帯という点を調査項目として検討するのか再度確認したい。

【公営企業管理者答弁】

御質問１「集中豪雨の頻発に備え、洪水被害対策整備を」の（３）「ららぽーと富士見を含む、浸水予想地域である富士見シティーゾーン開発について」再質問にお答えを申し上げます。

お尋ねの地域につきましては、条例を踏まえまして、浸水予想地帯である点も含め、安全性を十分に検証しながら調査を進めてまいります。

２、ホンダは地元への社会的責任を果たせ。狭山撤退ではなく、発展的活用を

【前原県議】

ホンダ狭山工場の閉鎖が１０月４日公表されました。敷地面積３８ヘクタール、従業員４６００人のホンダの閉鎖はその家族だけでなく、地元狭山市周辺に、甚大な影響を及ぼします。

ホンダは、現在の従業員の雇用は確保すると発表していますが、従業員の間では「寄居には絶対に４６００人もの受け入れは不可能」「自動車の免許をもっていないものはどうすればいいのか」「期間工は、どうなるんだ」と不安が広がっています。しかし、ホンダは、発表以来何の方針も従業員には示していません。

また狭山工場の周辺には広大な駐車場・モータープールがあります。この土地を貸している周辺農家にも深刻な影響が予想されます。駅前のホテル利用者の９割はホンダ関係者です。日を追うごとに地元の懸念は広がるばかりです。県は、ホンダ狭山工場閉鎖の影響を、どのように把握していますか？狭山市とともに早急に調査し、影響額なども試算すべきです。産業労働部長の答弁を求めます。

自動車産業全体は岐路に立っているとはいえ、ホンダは中国市場で好調です。今年６月の日刊工業新聞によると「ホンダが世界最大の自動車市場の中国で、快走を続けている。」とあり、ホンダの八郷（はちごう）社長は「ここにきて自分たちの思い描いた成長を遂げられるようになってきた」と中国事業の成長に目を細めたとのことです。ホンダのいわゆる内部留保額は２０１７年国内第３位。６兆７１２９億円に積みあがっています。

知事は、定例会見で「基本的にはホンダという企業の判断。残念は残念であります。」「何かあったらいつでも御相談くださいと、申し入れだけはしてます。」と述べています。狭山市の担当部長にお会いしてきましたが、「まず、長年の貢献に、感謝の気持ちをホンダに表明したい」とのことでした。知事も狭山市もものわかりがよすぎます。

ホンダは、２００６年の寄居工場建設発表時に「寄居工場稼働後に、狭山工場もリノベーションし、最新鋭の生産拠点へと進化させていく」と述べました。これを受けて、県もバイパス建設など寄居工場に特段の支援を行ってきたはずです。

知事は同じ会見で、「１年後２年後にまた新しい動きがあった時、既にライン等がある狭山工場等がまた活用される。・・・そうあって欲しい。」と述べています。しかし、企業の社会的責任を果たすよう、知事、ホンダに出向き、はっきりものを言ってほしいです。狭山市周辺に深刻な影響が及ぶこと、雇用を絶対まもるために、ホンダは狭山撤退ではなく、発展的に活用をすべきと強く求めていただきたいのですが、知事の見解をお示しください。

【産業労働部長】

御質問２「ホンダは地元への社会的責任を果たせ、狭山撤退ではなく、発展的活用を」のうち、「ホンダ狭山工場閉鎖の影響を狭山市とともに早急に調査し、影響額を試算すべき」についてお答え申し上げます。

狭山市の製造品出荷額は、約９，３４３億円と県内第２位の額であります。このうち輸送機械の割合は約６割となっております。そして、この輸送機械の大宗を占めるのがホンダ狭山工場や関連企業によるものです。狭山市はもとより本県経済にとって大きな影響を及ぼしていることは間違いのないことであります。この度の本田技研工業株式会社の発表以来、県としても情報の把握に努めてまいりましたが、現在のところ具体的内容については明らかにされておりません。

一方で、地域経済に与える影響を把握するため、まずは狭山市とともに市内に立地するホンダ関連企業約２０社を合同で訪問することとし、１１月末から開始いたしました。

県としては、引き続き情報収集に努め、本県経済への影響を把握するとともに、県として取り組むべき課題にしっかりと対応してまいります。

【知事】

「ホンダは地元への社会的責任を果たせ、狭山撤退ではなく、発展的活用を」についてのお尋ねでございます。　本田技研工業株式会社は１９５２年に現在の和光市内で白子工場を操業したのを皮切りに、１９６４年に狭山工場を、２００９年に小川工場を、そして２０１３年に寄居工場を順次操業してまいりました。

　完成車工場は国内に４拠点あり、狭山・寄居の２拠点で、これまで累計２千万台以上の完成車を生産しております。このようにホンダには、白子工場の操業から現在まで６５年の長きにわたり、本県経済の大きな成長エンジンの一つとして貢献していただいております。今回ホンダが発表した計画は狭山工場の生産機能を２０２１年度を目途に寄居工場に集約するとともに、電気自動車に係るマザー工場機能を新設することが主な内容だと言われております。

また、狭山工場の従業員についても、八郷隆弘代表取締役社長が「寄居工場に集約しても雇用は維持する。」と明言されておられます。私は、ホンダがより一層世界に通用するレベルの高い自動車を生産することによって、今後も狭山工場を活用せざるを得ない状況になることを強く期待しております。

本県としてはホンダが、今般の計画を具体的にどのように実施されるか詳細に把握した上で、地元狭山市や商工団体とともに具体的に対応していかなければならないと考えております。少しお時間がかかるのではないかと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

３、国保の市町村共同運営にあたって、保険税引き上げはすべきではない

【前原県議】

国民健康保険は、来年４月１日より、市町村と県の共同運営に移行します。県は先月末までに４回の国保税や市町村納付金の試算を公表してきました。第２回目試算では税は県平均で１．４倍化、自治体によっては２倍にもなることに衝撃が走りました。その後、公費を反映する４回目試算(秋の試算)では、被保険者一人あたりの保険税必要額は２０１６年度と比べて２０１８年度は４．６%減となりました。

来年１月に行う納付金の算定では、さらに全国ベース１００億円の追加公費で被保険者一人あたりの保険税必要額は、さらに引き下げられるものと思われます。６月定例会で保健医療部長は、「制度の改正に伴う被保険者の負担増は可能な限り避けることが望ましい」と答えられました。国も１０月２日付「国保実務」において、（保険税に）激変を生じさせない配慮を求める、としました。国費全国ベース１６００億円を反映させるのですから、この制度改変の際の、国保税引き上げはすべきではないと、市町村に周知徹底すべきと考えますが、保健医療部長、答弁ください。

現在の国保税について、所得割と均等割の２方式をとっているのが２２市町、所得・資産・均等・平等の４方式が４１市町村です。埼玉県国民健康保険運営方針では２方式を標準としています。均等割は、人数割りで課税されるのですから、特に多子世帯の負担が重くなります。少子化に歯止めをかけるためにも子育て支援は待ったなし。税負担能力のない子どもに課税すべきではありません。県が市町村と協力して子どもの均等割廃止に踏み出すべきです。すでにふじみ野市など2市がはじめています。知事の答弁をもとめます。

国保税の滞納処分についてです。国税徴収法関連法令では、滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、執行を停止することができるとしています。今年3月の参院予算委員会で塩崎厚労相は、「滞納処分の停止の制度が適切に活用されることは重要。低所得者の方に配慮したきめ細かな対応をしなければならない。市町村に対してもそれを徹底していきたい」と表明しました。

同施行令では、差押禁止の基礎となる金額は、世帯当たり月１０万円、二人目からひとり当たり４万５千円を加算した額とされています。保健医療部長、制度発足を前にして改めて差し押さえ禁止のこの金額を、６３市町村に徹底していただきたい。お答えください。

【知事】

「国保の市町村共同運営にあたり、保険税引き上げはすべきではない」についてのお尋ねでございます。

　来年度から国民健康保険は市町村と県の共同運営になりますが、保険税の賦課・徴収は引き続き市町村が行います。保険税の賦課方式は、地方税法により、市町村が条例で被保険者の世帯の所得のほか、固定資産、家族の人数などを参考にして考慮して決めることになっております。

これは、国保制度が発足した当時の被保険者には農家や自営業者が多く、被保険者の所得を正確に把握することが難しかったということで取り入れられたものであります。家族の人数に着目した算定方法である均等割は、現在、県内全ての市町村で採用されており、被保険者であれば子供に対しても課税されております。

　一方、会社員が加入する健康保険組合などの被用者保険は、収入に応じて保険料が決まり、扶養している子供の数に応じて保険料を負担するという考え方はございません。このため、子供が多い世帯の場合、国民健康保険の世帯は被用者保険の世帯に比べ、保険税の負担が重くなる傾向にございます。保険制度の公平性や子育ての支援の観点から、収入のない子供にまで保険税を課税するのはいかがなものか、という意見が時代の変化とともに出てきていることも確かでございます。

議員お話しのふじみ野市では、こうした意見を踏まえ１２月定例市議会に、第３子以降の減免規定を盛り込んだ国民健康保険税条例の改正案を提出したと聞いております。子供の均等割について減免制度を導入することは、現行制度の下では、その負担を逆に他の被保険者あるいは市民全体で負わなければならないというそういう財源の問題も生じます。また、税の減免については、地方税法において、災害その他特別の事情がある場合に、個々の状況に応じて判断するものとされております。

さらに、税は公平であることが求められますので、軽減することについては公平性という観点から、ある意味では広く議論を行い被保険者の理解を得る必要があるのではないかと思います。　こうしたことから、国保税負担の軽減によって子育て世帯を支援することを県が率先して市町村に働き掛けることは、慎重に検討せざるを得ません。

　そもそも、議員御提案の子供に課税しないということは、現行制度の中で、個別の市町村が財源の問題を抱えながら導入するのではなくて医療保険全体の在り方を検討する中で、ある意味ではこうした社会保障全体、まさに税と社会保障の一体改革、それが国で議論されるものだというふうに考えております。

現在では県としても、保険制度の公平性と子育て支援の観点から、子供に対する保険税の軽減措置については、全国知事会とも連携しながら国に対応を要望してまいります。

【保険医療部長】

御質問３「国保の市町村共同運営にあたって、保険税引き上げはすべきではない」についてお答えを申し上げます。

　まず、税の引上げはすべきでないことの周知徹底についてでございます。保険税の税率などは、県が提示する標準保険税率を参考にして、地域の実情を踏まえ、市町村が引き続き決定することとなります。県といたしましては、新制度への円滑な移行の観点から、被保険者の急激な負担増は可能な限り避けることが望ましいと考えております。このため、県では、追加公費を活用した激変緩和措置により、納付金の上昇抑制を図ることとしました。

１１月の試算によると、大半の市町村において今回の制度改正の影響による保険税の上昇はないとの結果が出ております。　県といたしましては、保険税の在り方については、市町村が地域の実情や被保険者への影響を十分に考慮した上で、こうした試算結果を参考にしながら、御検討をいただくべきものと考えております。

次に、差押禁止金額の徹底についてでございます。

資産のある市町村国保の加入者が保険税を滞納した場合、地方税法では、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされています。

しかし、滞納者の最低生活の保障などの観点から、法律上、差し押さえることが禁止される財産があります。１か月あたり、滞納者本人につき１０万円、親族がいる場合には親族一人につき４万５千円を加算した額が、給料等の差押え禁止の基礎となる金額となっています。

県としては、滞納処分の制度の適切な運用を図るため、７月に差押えに関する研修を実施し、差押え禁止額の計算方法等についても、具体的な事例を交え、改めて説明いたしました。引き続き、市町村に対して、研修等を通じて、納税相談の機会を十分に確保し、個々の状況に応じた適切な対応が行われるよう周知してまいります。

４、難病患者の苦しみに心をよせ、県保健所分室の復活をせよ

【前原県議】

県内の指定難病患者は約５万人。所得に応じて医療費の給付を受けることができます。申請手続きは保健所で行い、毎年継続の手続きが必要であり、継続申請であっても、診断書など提出書類の数が多く、申請書類が再提出、再々提出となることもしばしばあります。保健所のほか、一部市役所等にも保健所の出張受付が設けられていますが、例えば富士見市への出張受付は７月１３日から３日間に限定されています。

そのため、難病患者のみなさんから悲痛な声が寄せられています。「この病気になって３０年間申請をしています。目の難病なので電車を使うのが本当に大変です。日常の診療は近くの医院でできますが、申請のためには、紹介状をもらって指定の病院に行き、診察を受けて診断書を書いてもらいます。もっと近い市役所などで申請できれば、飛び上るほどうれしいです。」また、網膜色素変性症の方から、「昨年の申請書に不備があって戻され、なんとか郵送申請にしてもらいました。難病は治らない病気なのに、なんでこんなに申請場所が遠いのか。」との訴えもいただいています。それでなくとも病気で不自由をしている人に、さらに煩雑な手続きを強いていることに本当に胸が痛みます。

県保健所は１９９２年には２４保健所４支所体制でしたが、上田知事のもとで統廃合がすすめられ、１３保健所１１分室体制となりましたが、さらに２０１０年度に、所沢保健所と全県の１１分室を廃止しました。党県議団は２０１０年の再編の際、障害者や難病患者への影響を質しています。上田知事は「再編に伴う住民サービスや関係団体の活動に支障が生じないよう対応策について協議を重ねてきた」「関係者のおおむねの理解はいただけた」という答弁でした。知事にお尋ねいたします。紹介した難病患者の声をどのようにうけとめていますか？少なくとも１１の分室を復活して、県民の負担を軽減すべきと考えますが、答弁を求めます。

指定難病給付制度事務は、保険者とのやりとりや専門医の確認など職員の負担も重いものがあります。今年度、改正難病法施行でさらに申請手続きの事務が激増。しかし、県保健所職員は２００４年には総勢５４５人いたものが、２０１５年には４４１人へと１００人以上削減されました。難病患者のみなさんは、せめて一部市役所等での申請期間の延長を要望しています。難病患者のみなさんの声に応え、職員を増員し、申請期間を延長すべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

【知事】

「難病患者の苦しみに心をよせ、県保健所分室の復活を」のお尋ねでございます。

　議員のお話にもございました、難病を抱え日々暮らしておられる患者の皆さんと御家族の皆さんの御心痛について、まずは重く受け止めたいと思います。

　私自身も、難病患者団体の総会・集会などの出席や患者や家族の皆さんとの面談などあらゆる機会を捉えて、生の声を聴く、そういう努力をしてきたつもりでございます。難病患者の苦しみに心を寄せるだけでなくて、県単独指定難病の範囲を知事就任以来、富山県、東京都に次ぐ全国３位にまで広げたことも御承知のとおりでございます。患者と家族の負担軽減につながる環境を充実させることが必要であることは常に認識しているつもりでございます。御理解を賜りたいと思います。

　次に、保健所分室の復活についてでございます。

県では市町村合併の進展や市町村の保健センターの整備、また中核市の誕生などによって、平成１８年度と平成２２年度の２回にわたり保健所の再編を行ってまいりました。再編に当たっては、関係市町村や団体と丁寧に協議を重ねてまいりました。加えて、県民サービスの低下を招くことのないよう指定難病医療給付申請などについては、分室制の廃止を受けて１１市町での出張受付や郵送受付も開始いたしました。

御提案の分室の復活でございますが、小さな組織が複数あるよりも、むしろ大括り化することで組織が活性化し、一時的な事務の集中などにも柔軟に対応ができる、良い部分もございます。県としては一人一人の患者の状況を聞き取り、組織のスケールメリットを生かして丁寧な対応に徹することで、患者と家族の負担軽減を図ってまいります。

次に、職員を増員し、申請期間を延長すべきについてでございます。

指定難病医療費助成の対象疾患は、平成２７年１月の難病法の施行に伴い、旧制度の５６から現在３３０へと約６倍に拡大され、受給者数も約４万４千人から約５万人に増加いたしました。

その一方、支援の範囲の拡大とともに申請や認定手続が複雑な制度に変更され、審査事務など県の負担も膨大になりました。認定基準の項目が増えたことによる主治医への確認事務などが、その代表的な例でございます。このため、県では患者と家族の事情に配慮をした申請手続の簡素化に加え、事務の軽減を図るよう国に要望しているところでございます。全国知事会からも同様に要望しています。

　一方、私は知事就任以来、少ない費用で大きな効果を上げるため、行財政改革プログラムを策定し県庁の体質改善を図ってまいりました。県内各保健所では指定難病医療給付申請の事務処理に当たり、繁忙期には担当の垣根を越えて全所体制で集中的に取り組んでおります。単に職員の増員に頼ることなく、お互いにカバーしあう組織であることも大切ではないかと思います。

また、必要に応じて非常勤職員や臨時職員を活用し、職員の負担軽減にも配慮をしています。御質問の一部市役所等における出張受付については、受給者が毎年数千人規模で増加する中､郵送受付の採用により平成２２年の５,０３８件から平成２９年には半分以下の２,４４８件と減少しております。

出張受付の期間は限られていますけれども、保健所や郵送による受付は７月から９月末までの３か月間行っております。　このため、出張受付の期間の延長については現時点では考えておりません。是非この期間に手続きを終えていただきたいと思っております。今後とも郵送受付の拡充や申請手続の簡素化はしっかりやって、患者や家族の負担軽減に努めてまいりたいと思います。

５、埼玉県の医師不足解消のためにも、総合診療専門医の積極的育成を

【前原県議】

県民一人当たりの医師数は全国最低であり、その中でも北部医療圏や利根医療圏は特に医師不足が深刻な地域です。党県議団は、１０年前からこの点を指摘し、県立大学への医学部設置や医学生への奨学金創設などを提案してきました。県も積極的に医師確保対策を講じてきましたが、未だに救急現場でのたらいまわしは深刻であり、医師確保は今後も引き続き取り組むべき課題です。

ＮＨＫの「総合診療医ドクターＧ」をご存知でしょうか？「意識がない」「お腹が痛くて動けない」などの患者の症状や検査結果から、専門医の壁を超えた総合診療医のアドバイスで研修医たちが診断を下す、クイズ形式の医療番組です。急速な高齢化をむかえる本県にとって、専門を超えた総合的な診療能力を有する医師の必要性が増しています。

そこで、日本専門医機構が整備をすすめる「新たな専門医制度」において、「総合診療専門医」が創設されます。総合診療専門医の育成は、全県的医療課題の解決のためには不可欠だと考えますが、その育成の意義について保健医療部長の見解を求めます。

総合診療専門医は、初期研修後、３年ほどの基幹病院と連携病院のプログラム研修ののち、試験によって認定されます。日本専門医機構が認定する総合診療医プログラムにおいては、このうち６ヵ月以上を、僻地・過疎地域、離島、被災地、医療資源の乏しい地域での研修が条件とされており、本県の場合、僻地・過疎地域は、秩父地域のみです。

秩父地域で勤務研修を実施できる病院は５か所程度であるため、基幹病院からの連携申し入れが殺到したら対応できません。受け入れ地域が狭いので、研修応募者数も、１次募集で埼玉県の定員３９人に対して一桁にすぎないと聞いています。

本県の場合、医学生への奨学金制度で、秩父地域に加えて、熊谷や深谷市などを含む北部医療圏、久喜市などの利根医療圏、川越比企医療圏の一部を「医師確保が必要な地域」と指定しています。そのため、県は都道府県協議会として、今年１０月に、研修を行う病院について、秩父医療圏だけでなく、北部・利根・川越・比企医療圏の一部も認めてほしいと日本専門医機構に申し入れています。

そこで、知事、まず、申し入れについて、その後の状況をご報告ください。また総合診療専門医育成のために、これらの医療圏を、研修プログラムにおける「医療資源の乏しい地域」として認めるよう、知事自ら日本専門医機構に申し入れていただきたいのですが、答弁を求めます。

【保険医療部長】

御質問５「埼玉県の医師不足解消のためにも、総合診療専門医の積極的育成を」についてお答えを申し上げます。

医学部を卒業し医師免許を取得した医師は、２年間の初期研修で基礎的な診療能力を身につけた後、専門医としてより高度な診療能力を身につけていきます。

これは、より高度化、専門化する医療技術に対応していくためであり、その結果、診療科の細分化が進み、医療はこれまで進歩を続けてきました。

　一方、本県の今後の医療を考えていく上で、急速な高齢化や在宅医療ニーズの高まり、人口当たりの医師不足などが大きな課題となっています。

これらの課題に対応するためには、各専門診療科の垣根を越えて横断的に理解し見渡す能力や、その患者に適したオーダーメイドの質の高い個別診療を、地域において提供できる能力を持った医師の育成が必要です。

　特に治療の選択肢が限られる場合には、医療の技術的な問題のほか、患者の気持ち、家族の状況なども考慮し、関係する他の職種と連携しながらその患者に最も適した治療方針や療養方針を提示できる能力が求められます。このため、総合診療の専門医を養成し、県内各地域にバランスよく確保していく必要があります。今後は、総合診療専門医が県内の必要な地域に確保されるよう育成、定着に向け、体制を整えてまいります。

【知事】

「埼玉県の医師不足解消のためにも、総合診療専門医の積極的育成を」のお尋ねでございます。

本県は、人口当たりの医師数が全国で最も少なく、高齢化と医師不足という両方の課題を抱えているのは秩父地域に限った話ではございません。このことから、医師不足対策として実施している奨学金貸与条例においては、秩父地域だけではなく北部地域や利根地域なども特に医師の確保が必要な特定地域と位置づけております。

総合診療専門医の研修先として、秩父地域に限ると５か所程度になりますが、北部地域や利根地域まで含めると１３か所程度まで増えることが見込まれ、総合診療専門医の育成・定着につながるものと考えております。このため、秩父地域のほか特定地域についても医療資源の乏しい地域として認めるよう埼玉県総合医局機構では検討し、日本専門医機構に対し必要な要望を行いました。

回答についてはしばしば催促していますが、いまだに日本専門医機構からの回答は得ておりません。このまま状況が改善されない場合には私自ら国に申し入れをしなければならないと思っております。

６、県外私立高校へ通う生徒への父母負担軽減制度復活、私立学校運営費補助の増額を求める

【前原県議】

　埼玉県は、国の高等学校等支援金制度の拡充に伴って、２０１０年県外私立高等学校に通う生徒たちへの、県の助成制度を廃止しました。県内の私立高校に通っている世帯には、年収６０９万円までは授業料相当額の３７万５千円の負担軽減金が補助されますが、県外の私立高校に通う世帯には国の就学支援金の範囲しか補助されません。

例えば私立高校に通っているうちに、リストラなどで年間収入が３５０万円程度に激減してしまった場合、県内私学であれば家計急変措置として授業料全額が助成されますが、県外であれば国の１７万８２００円しか助成されません。これでは、この生徒は学校に通い続けることができません。

　また、私のところに、都内の私立高校に通う生徒のお父さんから、「自分の年収が低くて、年間６０万円を超す授業料を賄うために、夜のアルバイトを始めた。どうして県内私学と県外私学を線引きするのか。同じ納税者として、とても不公平だと感じる」とご意見もいただいております。

家計急変時のあまりに格差のある対応や、県外私学へ通学させるために、保護者がダブルワークをせざるをえない、という事例には胸が痛みませんか、知事のご見解をお示しください。

　県境の自治体では県外に通う生徒は、少数派ではありません。和光市の様に、県内私学より県外私学に通う生徒が多い自治体もあります。羽生市はほぼ５０％、八潮・川口・蕨・加須市は４５％以上、戸田・新座・草加市でほぼ４０％以上が県外の私学に通っています。知事、同じ県民の子どもに対する差別的な扱いはやめ、県外私立高等学校に通学する生徒への助成制度を復活すべきと考えます。答弁を求めます。

次に、私立学校運営費補助の増額について、伺います。私学振興大会でも要望されましたが、この運営費補助増額は、私立中学への助成創設とともに、県内私学の切実な願いです。　しかし、この運営費補助の生徒一人当たりの単価を比較すると、埼玉県は２９万３３８０円で、なんと全国最下位です。1位は鳥取県で４７万６００２円です。一方、財政力指数は、埼玉県は５位、鳥取県は４５位です。

ここで伺いますが、全国有数の父母負担軽減制度を持ちながら、一人あたりの運営費補助は全国最低である理由をご説明ください。　県内私学の振興を図るために、せめて国が示している生徒単価３２万７７１５円程度に、運営補助額を引き上げるべきと考えます、知事の答弁を求めます。

【知事】

「県外私立高校へ通う生徒への父母負担軽減制度復活、私立学校運営費補助の増額を求める」のお尋ねのうち、家計急変時の格差のある対応やダブルワークをせざるを得ない事例に対する見解についてでございます。

　県外の私立高校に通学する生徒、いわゆる県外生については、国の就学支援金制度により一定の支援が受けられる仕組みになっております。就学支援金制度では、死亡や離婚などにより家計が急変した世帯に対しては、急変後の所得で受給額を再認定し支給する仕組みになっております。県外生の補助については、御案内のように東京都は都外に通学する生徒が少ないこともあり、包括的に都内都外の区別をしておりません。

東京都以外の関東各県も県外生には補助を行っておらず、本県も厳しい財政状況も踏まえ、県外生への補助は行っていないところでございます。最終的な進学先の選択は、入試の合否はもとより、各個人を取り巻く様々な要因や事情によって決定されます。経済状況が比較的厳しい御家庭でも学費の高い高校や県外の高校への進学を選択されることもあると思います。

そのため、本県では経済的理由により修学が困難な高校生を支援するため、無利子でかつ連帯保証人不要で利用できる奨学金制度を設けております。この奨学金については、一定の要件はありますが、県外生の方にも活用していただける制度としております。

次に、県外私立高校の生徒に対する助成制度を復活すべきと考えるかについてでございます。

県の政策は、広域的に連携することなどもございますが、予算の支出に関しては県民本位を主とすべきものだと考えております。そのため、公共事業の実施などに際しては、県内中小企業の育成などにも配慮しております。私学助成の分野においても、まずは県内の私学振興を主とすべきだと考えております。

　現在、国において、家計急変世帯への支援の在り方も含め就学支援金制度の見直し作業が行われております。全ての高校生を対象とした、いわゆるナショナルミニマムとしての授業料実質無償化については、その議論を通じて国が実施していくべき内容と考えております。

　次に、一人当たりの運営費補助が最低になっている理由と国が示している単価程度に補助を引き上げるべきについて、一括してお答えいたします。

本県はこれまで、学校への運営費補助と保護者への父母負担軽減事業補助を私学助成の２本柱として県内私学を支援してまいりました。平成２９年度は授業料実質無償化の範囲を年収約５００万円未満世帯から６０９万円未満世帯まで拡大し、父母負担の軽減をしっかりと進めてまいりました。

運営費補助については、財政状況が厳しい中にあっても一人当たり補助単価を国の標準単価の伸びを上回る３，８３０円を増額しています。

この結果、父母負担軽減事業補助の単価では全国第３位で、運営費補助と合わせた合計では第８位と、全国トップレベルとなっています。

また、予算総額では、父母負担軽減事業補助で全国第４位、運営費補助では第７位で、合計では第６位とこちらも高水準です。県内の私立高校が、ＩＣＴ機器の導入など更なる教育環境の整備を進めており、運営費補助の重要性が高まっていることは認識しております。

厳しい県の財政状況を踏まえた上で、県議会の皆様の御意見も伺いながら、引き続き県内私学の助成についてより充実してまいることを努力したいと思っております。

以上